

「五所川原市第2期障害者計画（案）」についての意見募集結果について

「五所川原市第2期障害者計画（案）」についての意見募集に対し、多数のご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成24年2月15日から平成24年3月16日まで

2 募集方法

市のホームページに掲載したほか、福祉部家庭福祉課、本庁舎及び各総合支所行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3 提出された意見

2人の方から延べ11件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
5件	2件	2件	件	2件	11件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

No.	頁	提出された意見	市の考え方
1	1	H24年3月13日(火)の東奥日報夕刊(2)面に依ると、障害者自立支援法は廃止せず、その改正案「障害者総合支援法」(H25年4月1日施行予定)を去る3月13日に閣議決定し、障害者総合福祉法(仮称)は制定しない旨の報道があった。これら関連した記述や表現を変更すべきである。【大変残念な事ではあるが・・・】	『・・・その結果、平成25年8月までに廃止することが決定され、代わりに「障害者総合福祉法(仮称)」の制定が予定されています。』を、 『・・・その結果、障がい者制度改革推進本部等において、地域社会における共生の実現に向けての新たな障害保健福祉施策について検討され、平成25年4月には同法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする予定となっています。』に加筆訂正します。
2	1	障がい者本人あるいは家族などがアンケート調査の対象になっていないがなぜか？本来障がい者本人あるいは家族などの意向やニーズから出発すべきはずだが、「障害者団体及び障害福祉サービス提供事業所」だけを対象にしたのは、片手落ちというより本末転倒である。障がい者本人あるいは家族などが主体のはずである。障害者団体に属さない障がい者あるいは家族も多数いる。また、本来障がい者ひとりひとり意向やニーズが異なり、障害者団体だけでは不十分過ぎる。	現行計画の策定時には、各障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を実施し、内容を分析したうえで、計画の骨格、基盤等に反映させていただいております。 今回の計画案は現行計画を継承したものとするため、前回とは異なる別の角度・視点からの意見等を取り入れることで、市障害福祉施策の総合計画として一層の充実を図ることとしました。このことから、本計画案の作成にあたっては、障害者関係団体及び障害福祉サービス提供事業者を通じて、本人及び関係者の具体的かつ率直な意見を伺うため自由記述式のアンケートを実施し、さまざまなご意見をいただいたところです。お寄せいただいたご意見は、今後も障害者福祉施策推進のための貴重な資料として活用させていただきます。
3	1	「障害者施策を取り巻く状況は大きく変化」とありますが、これでは何が変化したと考えているのかわかりません。考えている内容を加筆すべきです。	ここで言う「障害者施策を取り巻く状況の変化」とは、次行から記述している法改正等により障害者施策全般が変革期を迎えていることを示すものです。

4	1	<p>障害者基本法第13条「政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない」ことと、社会福祉援助における社会性の原理から、次のように変えるべきと考えます。</p> <p>「必要に応じて見直しを行います」を「毎年検証して必要な見直しを行います」に加筆変更してください。</p>	<p>計画期間中は、当然のことながら毎年取組状況等について検証を実施するとともに、検証の結果、必要があれば見直しを行います。</p>
5	5	<p>「計画の基本的な考え方」はすばらしい！</p>	<p>基本理念の実現に向けて、引き続き障害者施策の推進に努めます。</p>
6	6	<p>最下段のユニバーサルデザインの説明が不十分である。また、バリアフリーの定義説明が不明である。ユニバーサルデザインとバリアフリーの定義を明確にすべきである。</p>	<p>用語説明欄を以下のように、加筆訂正します。</p> <p><u>*ユニバーサルデザイン</u> <u>あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方</u></p> <p><u>*バリアフリー</u> <u>障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等の物理的障壁の他、より広く社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。</u></p>
7	9 23	<p>「安全で快適なまちづくり」の中で災害時の『福祉避難所』に触れるべきである。3. 1 1の東日本大震災の事を明確に記載し、『福祉避難所』を含め障がい者や家族などが災害時に安全かつ安心して避難できる体制を早急に検討・整備すべきである。3. 1 1の反省・教訓を生かすべきである。本計画の中で具体的にそのロードマップを記載すべきである。災害は明日にでもやって来るかもしれないので緊急かつ重要な課題である。</p>	<p>23ページ、《今後の方針》の「・・・関心が高まっていることから、<u>災害時要援護者支援対策の充実を図るとともに、・・・</u>」を「・・・関心が高まっていることから、<u>災害時における福祉避難所の設置等、要援護者支援対策の充実を図るとともに、・・・</u>」に加筆訂正します。</p> <p>なお、早急に体制の整備を図るべく、具体的な取り組みについて、現在関係機関による協議・調整を進めております。</p>
8	11	<p>インターネットを使えない障がい者や家族が圧倒的に多い。インターネット以外の多彩な方法を各種工夫しながら、各障がい者や家族の特性や事情に合わせたもっときめ細かい情報提供の方法を検討すべきである。</p>	<p>障害のある人やその家族がさまざまな情報をいち早く入手できるよう、市ホームページの有効利用はもとより、一人ひとりの障害に応じた適切な情報提供のあり方を検討してまいります。</p>

9	11	「具体的な取り組み」施策として「インターネットを有効に活用し、各種情報の提供に努めます」は喫緊の課題であり、「情報の提供に努めます」ではなく「情報を提供します」と変えてください。例えば、ホームページの該当部分に、音声コード版をはるなど、すぐに改善してほしいと思います。	『・・・情報の提供に努めます。』を『・・・情報を提供します。』に訂正します。 また、市ホームページの環境整備に関しては、20ページ、(3)多様な社会参加の機会づくりの具体的な取り組みとして新規に盛り込んでおります。
10	13	「具体的な取り組み」施策として「虐待防止」は喫緊の課題であり、「構築を進めます」ではなく「構築します」としてください。	『・・・構築を進めます。』を『・・・構築します。』に訂正します。 なお、平成24年度内に関係機関による体制整備を行う予定です。
11	全	本文書の、ホームページで市民に提供されたものを見る限りでは、漢字にルビがふられていません。障害のある人の「完全参加と平等」という難しい課題達成へは、できることから改善していかねばなりません。今後の善処をお願いし、意見とします。	今後、ふりがな付きの概要版計画の作成を検討してまいります。 また、市ホームページの環境整備に関しては、20ページ、(3)多様な社会参加の機会づくりの具体的な取り組みとして新規に盛り込んでおります。

担当	五所川原市福祉部家庭福祉課
電話	0173-35-2111
FAX	0173-35-9901